

ら四年生の大学の学部学科、たとえば埼玉大学の工学部ですか、それから北海道大学の化学科ですか、そういう四年制の大学の学部学科の新設によりますものが二百五名でございます。それからそういう学部学科等を新設するといったよなことではなしに、既設の学部学科で教官の不足を補うという意味の一般的な増員が六十二名でございます。それからおもなものを申し上げますと、研究施設、たとえば本年度東京大学に外国法の資料センターを、あるいは産業経済の研究施設を作つたりいたしておりますが、そういう研究施設の新設によるものが百三十名、その他合わせまして国立学校の新規関係が七百四十八名でございます。それからさらに、附属病院関係で診療科を新設いたしましたり、あるいは診療業務の不足のための要員を補充したりいたしますものが二百六名でございます。新規事項による増員が合計いたしまして千三百一十五名、学年進行と新規増合われますと三千二百三十九名で、これがまた先ほど申しました教授、助教、授等の職種別に分かれて、それぞれ各事項ごとに増員になつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 新規増の三千二百三十九名の内訳はわかりました。いろいろなところの内訳もわかりました。が、総括してこの三千二百三十九名、これのうち一般職の職員の給料——教育職に該当するものとそれ以外のものとあると思うんですが、それはどの程

度まで教育職の適用になるんですか。堵玉大学の工学部ですか、それから北海道大学の化学科ですか、そういう四年制の大学の学部学科の新設によりますものが二百五名でございます。それからそういう学部学科等を新設するといったよなことではなしに、既設の学部学科で教官の不足を補うとい

う意味の一般的な増員が六十二名でございます。それからおもなものを申し上げますと、研究施設、たとえば本年度東京大学に外国法の資料センターを、あるいは産業経済の研究施設を作つたりいたしておりますが、そういう研究施設の新設によるものが百三十名、その他合わせまして国立学校の新規関係が七百四十八名でございます。それからさらに、附属病院関係で診療科を新設いたしましたり、あるいは診療業務の不足のための要員を補充したりいたしますものが二百六名でございます。新規事項による増員が合計いたしまして千三百一十五名、学年進行と新規増合われますと三千二百三十九名で、これがまた先ほど申しました教授、助教、授等の職種別に分かれて、それぞれ各事項ごとに増員になつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 新規増の三千二百三十九名の内訳はわかりました。が、総括してこの三千二百三十九名、これのうち一般職の職員の給料——教育職に該当するものとそれ以外のものとあると思うんですが、それはどの程

度まで教育職の適用になるんですか。堵玉大学の工学部ですか、それから北海道大学の化学科ですか、そういう四年制の大学の学部学科の新設によりますものが二百五名でございます。それからそういう学部学科等を新設するといったよなことではなしに、既設の学部学科で教官の不足を補うとい

う意味の一般的な増員が六十二名でございます。それからおもなものを申し上げますと、研究施設、たとえば本年度東京大学に外国法の資料センターを、あるいは産業経済の研究施設を作つたりいたしておりますが、そういう研究施設の新設によるものが百三十名、その他合わせまして国立学校の新規関係が七百四十八名でございます。それからさらに、附属病院関係で診療科を新設いたしましたり、あるいは診療業務の不足のための要員を補充したりいたしますものが二百六名でございます。新規事項による増員が合計いたしまして千三百一十五名、学年進行と新規増合われますと三千二百三十九名で、これがまた先ほど申しました教授、助教、授等の職種別に分かれて、それぞれ各事項ごとに増員になつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 新規増の三千二百三十九名の内訳はわかりました。が、総括してこの三千二百三十九名、これのうち一般職の職員の給料——教育職に該当するものとそれ以外のものとあると思うんですが、それはどの程

律をあの場合われわれは反対してつぶしてしまえばいろいろの問題があるから。そういうものを十分考えて運用いたしなさいといふことを言つた。それをおやつていない。それで私言つてゐるんですよ。あなたの言うような法律解釈だつたらだれでも言ひますよ。そういうものでないのです。本人のいわゆる給与とか、給料指數とか、また、そういう在職、勤続、残存年限とかそういうものも全部はされたものをここに入れて掛金出す。こりうのでしょう、そらですね。そうなつてゐるんですよ。答弁はそう言つてゐる。それをあなたまだ管理局長は法律の解釈がこちだ、そんな答弁で通りませんよ。だからあなたたと言えなければ大臣が来たら言ひからいけれども、一応先ほど言ひられたように、こういう調査をし、掛金のあらゆるこの基礎の統計調査をやつてその上で脱退残存表とかあるいはそういうものが完備したときにはどちらへいつても私はかまわない。それはあなたの、自治省と文部省と政府部内で考えたらいいのです。地方公務員共済組合法は一本ですから、そこまで私は干渉しない。組合員の立場に立つて私はここで言つてゐるんです。それすら無視して、法律はこうだからといふけれども、今のも違法ですよ。どちらもいけなければ一応当分の間――あなたの言ひように、当分の間従來の組合で運用させて、明らかになつてからどちらといふことを政府はきめたらしい。本人は知らぬことですよ。

えません。ただ、率直に申しまして、前からの問題になつてゐる具体的な問題を含んで私はやや見方を法律によつたという点に力点を置いて申し上げてゐるわけですけれども、基本的にはそういう矛盾が現行法上ありますし、その点は運用上において措置しなければならぬ問題がある。かように考えておられます。

てはいるでしょう。この今の法律の第三条第一項一号から二号、三号ずっと見てごらんなさい。現在も、今の運用自体も、あなたが法律々々と言ふのだから、あなた今も法律に違反しているんですよ。それはわかるのですか。だから今後の人だけとめて法律に違反しないという事項はどこにもないでしょう。認めておらないのです。今までの人も給食婦や今算定の計算の基礎に

り扱いをそのままにして、この法規の規定に、形式的には異なるような取り扱いをし、今までの矛盾を拡大する方向には扱いにくい、私はそんなふうに考えております。

○山本伊三郎君 あなたはそういうことを言つているが、僕から言えば、この地方公務員共済組合法を運用する資格はない。そういう人々は、こういうあなたの出した表から見れば、今は一緒に

しまして、組合法の附則の三十三条で自治大臣が定めると、いうことになつて、いるわけでござります。その結果は市町村職員共済組合におきましても、偶然でございましょうが掛金が千分の四十四、高等学校の教職員組合法におきましても千分の四十四ということと一致しているわけでござります。ですからあ、これは五年ごとに再計算をして、是れ本内に、見美こと、もつこま

その点が了解できれば——僕は今あなたに教官である身分の人とか、こういふことは論じておらない、これは別な問題です、御承知のように。僕は先ほど言われた給食婦とか学校の用務員、全然この算定基礎の中に、計算の基礎の中に入つていない者までも十二月一日が来たからこれらの方はこちらだというような運用の仕方は間違いである。それについて改めますか。

○政府委員(杉江清君) その点、今後もなおかつそれでいくと、どうには私はそこまでの運用はいかがなものかと考えます。

○山本伊三郎君 それならば同じことじゃないですか。

○政府委員(杉江清君) ただ、今まですでに現にこのままやつたのでは不法であるといふ点も現実にあるわけございまして、その点まで全部直すといふことは実際上できないことでござります。だからそら、いふ点を含みながら、しかし、今後の運用といたしましては、やはり法律の原則を曲げないようしていくこと以外に私どもとしてやむよろがないのではないかと私は考えております。

○山本伊三郎君 あなた十分わかつておらぬのですね。僕は先ほどから言つておるのですね。

入っていない人もこれは私は間違いであつたと思うが、私はそこまで改めさせなかつたのは責任があるかも知れないというのです。あり姿といふものは、そういうものを前提にして、あり姿として認めようじゃないかといふことで、いたやつが、法律が通つてしまふと、十二月一日実施後のやつは、こちらにいくのだ。職場の実態あなたわからぬでしょ。十一月三十日までの人は、こちらのほうの組合の人である。同じ仕事をしているんでしょ、隣同士。あなたは向こうだ、そういう点で、あなたは法律を運用する常識のある人じやないというのです。それはあなたは改められない。この法律を変えない限り、市町村に残つてゐる学校の給食員とか、用務員といふ人は間違つたところの組合にあるということになるでしょ。それをあなたなど考えますか。

にしてはいるが、将来は高率なものになつてきても、現在でも私はあの人たち自身だけのものであれば、この表を見ましても、もつと早くやめる。これを見ますとあなたのほうでは、二十年で四万七千七百九十八名しか残らぬようになっている。ほかの人はもつと早くやめますよ。それだけ高いやつを払えということですよ。私は、これは組合員から見れば税金のようなものですが、その税金の所得の基礎も何も除外されておつて、同じようなものを払えといふようなことは、あなたは法律がこうだから擴大できないというようなことを言つてゐるけれども、この人たちは一体どうするのです。あなたはしかも、それ私もが言つたように、もう今でも、その法律からいらうと、違反の方向をして いるのだから、そこで運用で、新たに、こういふ調査をして、合理的なものを一応今のままでいつて、その上で改めるといふようなことの運営をできなかつたらうか、わからぬですか。

○山本伊三郎君 ああいう職場状態あるいは勤務状態と教職員の方々の状態とは違うでしょう。勤続年数、在職年数も違うでしょう。初任年令も変わってくるでしょう。

○説明員(進藤聖太郎君) 学歴とそれから脱退残存の状況が相当異なるでありますことは予想されます。

○山本伊三郎君 だからその点を言つておるわけですが、全然そういう基礎計算の中に入れない人をもこの中に入れてやつしていくということについては私はだめだといふんです。そんなことはあなたも専門家だから御存じですが、長期給付の年金制度の保険料率を出すということすらもこつけいなことじやないですか。その実態の調査もせずに、全然要素も入れておらない人までも、偶然に自治大臣の特例によつて同じようになるからそれでいいといふことになります。つまり、つづきは専門家でござ

ない。これは法律上政治上の問題です。

○説明員(進藤聖太郎君) 私の申し上

げておりますのは、この法律の施行にあたって、自治大臣の定める日までの間は、一応そういう暫定的な掛金でいくのだという趣旨でございますので、そういうことであれば、現在しかもこの掛金率が両方の組合で同じになつておるということござりますの

で、再計算をします五年間につきましては、暫定的はそうしておつても大勢的には影響がないのではないかというふうにお答え申し上げてあるわけで

す。

○山本伊三郎君 あなた、そういうこ

とを言つたらだめですよ。そんならこ

んなもの一つも要らないですよ。千分の四十四ときめたのは、こういうものを一応基礎に出したんだでしょう。そ

う特例をやるんだったら、何をこう

いうものを出す必要はない。一応これ

を基礎にして、しかし、当分の間いろ

いろ問題があるだろうから、國家公務

員の共済法はできておるんだから、そ

ういうものを入れてあの特例ができる

おるんです。それをたてに今の問題を

合理化しようといらんなら、また問題

別に発生しますよ。この問題はどうな

んです。

○説明員(進藤聖太郎君) 給付の費用の算定の方法につきましては、いろいろ問題もあるところと思いますが、現在が市町村職員共済組合の場合も千分の四十四である。自治大臣がそういうふうに告示をしておるわけでございま

す。暫定的には一応それでよろしいの

ではないかといふように思います。

○山本伊三郎君 文部大臣も聞いてい

て下さいね。あなたね、そう言うけれども、あなたは、私が掛金と言ふと思う

が、これは総合財産なんだ。掛け金は掛け金でもそれを掛けたところから支出の多いところにある人はそれだけ不利をこうむる。わかるですか、その点。

そういうことで掛け金だけ同じだからいいうことを私は言つておるのでない。だから基礎となる数字の中に入れるということを言ふ。そういうことを言ふ。そういうことを言つておらない。そこに私は問題があるということを指摘しておるんであります。あなたは掛け金だけ言ふからそういうことを言ふ。そういうことを言つておるんではない。

それから大臣、こういう問題、高等

学校の共済組合に関する問題で、具体的な問題

として、大臣だから非常に政治家だから

らこの事情よくわかると思う。法律上

の問題よりも実態、運営上で非常に問

題が出てきておるわけだ。その一つは

これは私らが言うまでもなく、運営し

ておく人が困つておるんですが、あの

ときに高等学校と地方職員あるいは市

町村の共済組合との間にどうするかと

いう問題のときに、学校に勤めておる

人の給食婦の方々、それから学校の用

務員の方々、これは雇用関係も若干違

う。それから教職員の方々のようなら在

職年数もいろいろ長短もありますし違

う。したがつて、あり姿のままでひと

つ運用しようじゃないかといふこと

で、この問題については法律修正とい

うことまではいろいろ問題があつたけ

れども、この問題はあまり論議をせず

に、あり姿のままでいたことを了解を

してやつたんです。ところが、法律が

通つてしまふと、あり姿のといふこと

が、本法実施までの間のものは今までのところによるんだ、実施してからあとは公立学校だ、あるいは市町村だと、こういう運用をしているわけです。

そうすると、同じ職場で給食婦な

り同じ仕事をしているものが、十一月三十日に入った者はこちらの市町村の組合でやるんだと、短期も長期も含めてやる。十一月一日以後に入つてきたものは、お前はあつちだ、こういうことは共済組合の立法精神からしても、職場の空氣からしてもまことにやな

いですか。しかも、法律からいうと、いずれにしても違反だ。私は違反だとは言わないんですけども、違反だとどちらでも違反だと。しかも、先ほど私が専門家といろいろ論議しておりましたが、そういう費用を計算する基礎のものが、全部そしたら人は除外してこれを出しておると、これは明らかに言われておる。したがつて、今度それが新たにこの中に入れるならば、それらを含めた――出すときまではあり姿といふことで、それまでの人は今までどおりに運用しておつてもいいんじゃないのか。それが改められて初めて公立学校へ行くなら行く、あるいは市町村なら市町村、地方職員なら地方職員といふことで、そういう分岐点にあるよなうですか。

○政府委員(杉江清君) 組合員のためにあるものだと思います。

○山本伊三郎君 それはそうです。組

合員といふのは、言いかえると、教職員であり、また、学校に勤めておるいふような人、また、地方庁に勤めてい

る職員、あらゆる対象になる人のため

にこの年金制度なり単給の法律ができ

たんですね。その場合に、ある一部の

人があなたらの解釈で、どちらにや

はできると思ひますが、その点はど

うですか。

○政府委員(杉江清君) そういう事実

はあります。ただ、私が申し上げるの

は、その矛盾を拡大する方向で取り扱

うべきものではない。これは一般論と

して私はその矛盾はできるだけなく

し、少なくする方向でやるべきものだ

と、こういふうに考えます。

○山本伊三郎君 あなたは法律審議の過程のことは御存じだと思います。拡

大といふお考えを起こすといふのです

よ。先ほども言つたように、当然や

る前にそういうものを入れるならば、掛

金の計算の基礎なり、財源の計算の基

礎といふものをちゃんとやってからこ

に入れるというのが建前なんですね。

それをやらないから、これ以外のそ

ういう問題あるだらうと思うから、あり

姿といふことを十分考えて運用しなさ

いと言つて、最後のときに念を押す

と、今荒木文部大臣は私は知らないと

言ふけれども、そのとき有限つては、立つて、よくわからましたので、十分そ

としてその程度、範囲を勘案して、や

れば、それが具体的に何だかといふこと、ちょっと今私に答弁しようとおっしゃいましても弱るのでござります。

○山本伊三郎君 まあ大臣はわからぬ

と思いませんがね。私は管理局長とはす

べて、最初明らかにしてお

るでしょ。しかも、私の言ふことに

ついてあなたが逆に言うなら、僕は逆

ね。あなたはあなたの主觀で説明

するからよけい大臣はわからない。

これは、地方公務員共済組合は、だ

れのためにあるんですか。ちょっとそ

れを先に聞いておきます。だれのため

です。

これが、本法審議の際もお手あげでござ

いました。今の御質問も具体的によく

理解できません。問題は、適法に運用

されるべきことが当然であつて、法律の

事情があるから、その辺は実際問題

に違反しているんです。違反していない

といふことに条項がありますか。示し

て下さい。

あの法律が通つた。これは自治大臣も同様です。もしそういうことがあるなら、そのときにもういちど問題についてこうだということを言わなければなりません。法律が通つてしまつてからそれが拡大だ。私は拡大とは思つておりません。合理化する一つの運用だと見ております。いろいろ私は言いましたけれども、そういう点から、私の言うところに筋の通らぬところがあれは言つて下さい。私はそれでおさまります。私は筋の通らぬことについては絶対おさまらぬ。それはわざかなことでも。もう一へん言うが、もしかなたがそう言うならば、地方公務員共済組合法の第三条においては、実際はそういうことはいけないんだけれども、運用上今までのやつはそうちますというふうなことをここで言つておかなければ、あなたの言うようなことは言えない。僕は逆にそう言つておる。それを今法律ができてしまつたらあなたたちの勝手だといふことで、僕らの意向を聞かぬ。しかも、これに該当する人々の意向といふものを無視して無理に法律の解釈を出す。拡大はいけないということはあなたの勝手なことなんだ。議論にならぬ。そりやつていけない点はどこにありますか。

とえば、公立学校の教職員の場合、これが全部はずれると、いう事態が起こる。それを先生が、もし今のよき論旨でお認めになるとすれば、私はその姿はこの法律の基本的な考え方から見てあまりにもはずれるものであり、それは私どもの法律運営という立場においては裁量すべき事柄ではないかと私は考えております。

という場合には、その矛盾はしばらくそのままにして、五年ごとの再計算の場合においてそれを措置するといふが、私はこの法律の建前であるよう理解しておりますが、その点もし難違つていたらお教えいただきたいと申します。

○山本伊三郎君 そんな答弁ないでしよう。間違つていたらといって……

さない一つの例になるかと考えておな
ます。

○山本伊三郎君 あなたは地方教職員
共済組合の長期給付なんかについてと
まり知らないから言わないけれども
知らないならあまり行き過ぎた答弁を
べきじゃないですよ。そういうものば
蓍しくあるかないかということを見る
ためにこれを出すのですよ、統計数字

なると、私はここに実際問題としてほんとうに扱いの上では、先生となる問題が出てくると思います。それを持込んで申し上げておるわけですが、基本的に先生の御主張をこれは練りこなしてみません。

とえば、公立学校の教職員の場合、これが全部はずれると、いふ事態が起ることある。それを先生が、もし今のよくな論旨でお認めになるとすれば、私はその姿はこの法律の基本的な考え方から見てあまりにもはずれるものであり、それは私どもの法律運営という立場においては裁量すべき事柄ではないかと私は考えております。

○山本伊三郎 あなたは理解していな
いんですね。僕の言っているのは、だからこれを脱退残存表あるいは財源計算のいろいろ表の問題から、さつき言つたのは、そういうところから言つたら拡大、これを広げてくるといふ論拠はないんです。そのほかは全部入つておるんですけど、一応は。だから私は数字から判断をして答弁を願いたいと思ひます。全然自分らの所得とか、そういう給与指數とか、そういう脱退残存表、これを具体的にわかりやすく言えは勤続年数、そういうものを完全無視されて、しかもお前らはここに一緒にやるのだといふようなことをやつていかない。地方公務員共済組合法の長期給付のそういう管轄をきめる、グループをきめる場合には、これは間違いであるところ言つてはいる。その範囲まで認めないのでですか。

という場合には、その矛盾はしまじらうそのままにして、五年ごとの再計算の場合においてそれを措置するといふのが、私はこの法律の建前であるように理解しておりますが、その点もし間違つていたらお教えいただきたいと思います。

○山本伊三郎君 そんな答弁ないでしよう。間違ついたらといつて……

○自信がない答弁ではダメですよ。あなたがわからぬからあまり言いませんけれども、皆さん方は、あれはまあ暫定的にきめてあるから、それでいいじゃないか、そういうことらしいですが、そうじゃないですよ。僕の言うのは、全然オミットされてしまっているのです、そういう人の立場といふのは。あなたがそう言うけれども、そういうものはオミットされてもあまり違わぬと言うのなら、そういうデータを出してきてから言いなさい。どことをもつてあまり違わないと言ふのですか。一つもデータ出ておらぬじやないですか、その人のやつ。あなたがそういうのだつたら出しなさい。そのデータを出してから言いなさい。あなたのデータを出してもいいです。あなたが持つてゐるのなら持つているやつを出しますか。ないと言つてはいるじゃないですか。

○政府委員(杉江清君) 確かに正確なもののは持ち合わせしておりません。

○山本伊三郎君 正確でなかつたら正確でなくともいいです。あなたが持つてゐるのなら持つているやつを出しますが、なかつたけれども著しいそごは来たります。

きない一つの例になるかと考えておきます。

○山本伊三郎君 共済組合の長期給付なんかについてあまり知らないから言わないけれども、知らないならあまり行き過ぎた答弁をすべきじゃないですよ。そういうものばかりあるかないかということを見たために、これを出すのですよ、統計数字なり、この計算というものは、これは生命保険会社なんかだったら一べんに首ですよ。生命保険なんかで、そんなことを答弁したら、これは重大な計算の基礎ですよ。そういうもののデータも一つも出さぬといって、著しくないとかなんとかいうことでは納得しませんよ。本質論に入れば長くなるから私はもうじやないか。しかし、いずれにして問題点だけを抽出して、運用で考えよう。本質論によると、五年後にやるのなら、ともう三年か四年だ、そのときになつても法に違反しているのだから、あなたがの言うように、五年後にやるのなら、どうも三年か四年だ、そのときになつてそういうものが出了ならば拡大解釈どころではない。法律どおりやるのだ、計算したら教職員とそういう人が違うから、これは市町村共済組合に入れてはいけないということを具体的に自治区があなたのほうできめなさい。私はそういうものがないのに、たゞばらく然と組合の領域を無視して、そういうことをやるという運用をやるのは間違いですぞと、こういうのはわからぬですか、僕の言うのは。

○政府委員(杉江清君) 前から申し上げておるとおり、おっしゃっている趣旨は私はわからつもりなんです。わかりますけれども、ただ実際の問題として、それじゃ先生ののようなあれで実際に扱いをどうしくかということになります。

なると、私はここに実際問題としておそらくそう扱いの上では、先生となる問題が出てくるよう思います。それを含んで申し上げておるわけですが、基本的に先生の御主張をこれは繰りこみますけれども、私は無理だとは考

ような問題は言つておらぬ。それは皆様方責任もあるでしょから、そこまで正式な委員会で主張しよろとは思つてない。しかし、今直ちに法律に違反しないで、違反するといふは、現在違反しているんだから、あなたの運用でやれるという点だけは了解できぬが、政務次官が言われたことが、私の言つたことが了解したと言えなければ、政務次官の言われたことを了解すると、いうことくらい言われてもいいでしょ、逆になるかもしませんが、階級からいくと。

○政府委員(杉江清君) 政務次官の言われたことは了解いたします。

○委員長(村山道雄君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

○鬼木勝利君 私は、青年の家について。

○鬼木勝利君 私は、青年の家について、ちょっととお尋ねしたいが、だれでもいい、はつきり答弁のできる人ならば、明確に答弁してもらわないと、だらだら答弁されては困る。明瞭にひとつ必ずしも政務次官でなくとも、だれでもいい。僕が満足しなければ何回も聞き直しますから。簡単なことしか聞かない。程度の高いことを聞いてもわからないから。

國立青年の家を設置して下さるそ

で、私は九州としてはまだあります

たいと思います。将来北海道あるいは

裏日本にも設置するところのお考が

あるかどうか。これは政務次官に伺いたい。

○政府委員(田中啓一君) 従来は単数

の青年の家といふものが設置法に入つておりました。今回これを複数に改め

予定いたしましたして六十名が総定員と

予想しておりまして、残りにつきま

しては、次年度で措置したいといふこ

とでござります。内訳は、所長以下の

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

とでも申しますか、それは実は内閣にございます中央青少年問題協議会でござります。しかし、実行になりますと

これは文部省でなければなりませんの

で、文部省社会局で所管をいたしております。そういうような次第で、やは

り社会教育という責任は文部省は持つておりますので、もちろん中央青少年

問題協議会があるからといって将来方

針を立てないでおれるべきはずのもの

ではないと心得ております。したがつて、そこらと協力をいたしまして、将

来は方針を立てていろいろ少くとも

もっとふやしたいといふ気持はあるわけであります。

○鬼木勝利君 それでは今度設置され

る九州の國立青年の家ですがね、職員

が四十名ということになつております

が、配置、機構ですね、あるいはその

職員はどういう形で、現地でまかなわ

れるのか、あるいは中央から行くの

か、その職員の身分の関係、そういう

点についてちょっととお話し願いたい。

○政府委員(斎藤正君) 今回提出いた

してあります定員は四十名でございま

すが、大体總定員の三分の二ほど本年

充足するといふ考え方でございまして

予定いたしましたして六十名が総定員と

予想しておりまして、残りにつきま

しては、次年度で措置したいといふこ

とでござります。内訳は、所長以下の

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

とでも申しますか、それは実は内閣にござります。中央青少年問題協議会でござります。しかし、実行になりますと

これは文部省でなければなりませんの

で、文部省社会局で所管をいたしております。そういうような次第で、やは

り社会教育という責任は文部省は持つておりますので、もちろん中央青少年

問題協議会があるからといって将来方

針を立てないでおれるべきはずのもの

ではないと心得ております。したがつて、そこらと協力をいたしまして、将

来は方針を立てていろいろ少くとも

もっとふやしたいといふ気持はあるわけであります。

○鬼木勝利君 それでは今度設置され

る九州の國立青年の家ですがね、職員

が四十名ということになつております

が、配置、機構ですね、あるいはその

職員はどういう形で、現地でまかなわ

れるのか、あるいは中央から行くの

か、その職員の身分の関係、そういう

点についてちょっととお話し願いたい。

○政府委員(斎藤正君) 今回提出いた

してあります定員は四十名でございま

すが、大体總定員の三分の二ほど本年

充足するといふ考え方でございまして

予定いたしましたして六十名が総定員と

予想しておりまして、残りにつきま

しては、次年度で措置したいといふこ

とでござります。内訳は、所長以下の

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

とでも申しますか、それは実は内閣にござります。中央青少年問題協議会でござります。しかし、実行になりますと

これは文部省でなければなりませんの

で、文部省社会局で所管をいたしております。そういうような次第で、やは

り社会教育という責任は文部省は持つておりますので、もちろん中央青少年

問題協議会があるからといって将来方

針を立てないでおれるべきはずのもの

ではないと心得ております。したがつて、そこらと協力をいたしまして、将

来は方針を立てていろいろ少くとも

もっとふやしたいといふ気持はあるわけであります。

○鬼木勝利君 それでは今度設置され

る九州の國立青年の家ですがね、職員

が四十名ということになつております

が、配置、機構ですね、あるいはその

職員はどういう形で、現地でまかなわ

れるのか、あるいは中央から行くの

か、その職員の身分の関係、そういう

点についてちょっととお話し願いたい。

○政府委員(斎藤正君) 今回提出いた

してあります定員は四十名でございま

すが、大体總定員の三分の二ほど本年

充足するといふ考え方でございまして

予定いたしましたして六十名が総定員と

予想しておりまして、残りにつきま

しては、次年度で措置したいといふこ

とでござります。内訳は、所長以下の

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

とでも申しますか、それは実は内閣にござります。中央青少年問題協議会でござります。しかし、実行になりますと

これは文部省でなければなりませんの

で、文部省社会局で所管をいたしております。そういうような次第で、やは

り社会教育という責任は文部省は持つておりますので、もちろん中央青少年

問題協議会があるからといって将来方

針を立てないでおれるべきはずのもの

ではないと心得ております。したがつて、そこらと協力をいたしまして、将

来は方針を立てていろいろ少くとも

もっとふやしたいといふ気持はあるわけであります。

○鬼木勝利君 それでは今度設置され

る九州の國立青年の家ですがね、職員

が四十名ということになつております

が、配置、機構ですね、あるいはその

職員はどういう形で、現地でまかなわ

れるのか、あるいは中央から行くの

か、その職員の身分の関係、そういう

点についてちょっととお話し願いたい。

○政府委員(斎藤正君) 今回提出いた

してあります定員は四十名でございま

すが、大体總定員の三分の二ほど本年

充足するといふ考え方でございまして

予定いたしましたして六十名が総定員と

予想しておりまして、残りにつきま

しては、次年度で措置したいといふこ

とでござります。内訳は、所長以下の

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

とでも申しますか、それは実は内閣にござります。中央青少年問題協議会でござります。しかし、実行になりますと

これは文部省でなければなりませんの

で、文部省社会局で所管をいたしております。そういうような次第で、やは

り社会教育という責任は文部省は持つておりますので、もちろん中央青少年

問題協議会があるからといって将来方

針を立てないでおれるべきはずのもの

ではないと心得ております。したがつて、そこらと協力をいたしまして、将

来は方針を立てていろいろ少くとも

もっとふやしたいといふ気持はあるわけであります。

○鬼木勝利君 それでは今度設置され

る九州の國立青年の家ですがね、職員

が四十名ということになつております

が、配置、機構ですね、あるいはその

職員はどういう形で、現地でまかなわ

れるのか、あるいは中央から行くの

か、その職員の身分の関係、そういう

点についてちょっととお話し願いたい。

○政府委員(斎藤正君) 今回提出いた

してあります定員は四十名でございま

すが、大体總定員の三分の二ほど本年

充足するといふ考え方でございまして

予定いたしましたして六十名が総定員と

予想しておりまして、残りにつきま

しては、次年度で措置したいといふこ

とでござります。内訳は、所長以下の

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

とでも申しますか、それは実は内閣にござります。中央青少年問題協議会でござります。しかし、実行になりますと

これは文部省でなければなりませんの

で、文部省社会局で所管をいたおります。

行政の職員が十九名、それから技能

労務職員が十九名、それから医療関係

で栄養士、それから看護婦おのの一

針が文部省に立つておるわけではございません。ことにこれを生み出した親

たはそのグループに對していこいの場を与える。ごく自由に、簡易にしてしかも健全なレクリエーションをする。そして心身の健全をはかるということが目的だと思う。その点のところで、だから私、先ほど来お尋ねしたんだが、人事面なんかにおいても、そういういわゆる新しいところの人づくり、新しい教育に十分認識を持った人を配置してもらわないと、最初の設立の根本趣旨といふものが曲げられていく。これは大事なことだから申し上げますけれども、どこへ行つても、あなたの方に聞くと、いえそんなことはありません、こういうわけでこうだ、現地に行つてみると、すいぶん封建的な弾圧的な昔の教育をやつていて。で、今あなたのおっしゃるように、青年の家の規定に従う。その規定といふものを、私は、精神面まで規定さしてやつる。思想や言論まで抑圧するような規定を作つては困る。形式的な、朝何時に起きるとか、こうしたらどうやってくれとか、食事の時間は何時だとかいうような、そういう形式的な規定なわけつうだけれども、そういう思想、指導教育の面まで規定されちゃ困る。それは今あなたもおっしゃつたように、団体で来れば、団体の責任者はおるはずなんだから、そういう人たちに自主的にスケジュールを組まして、従つていってもらいたい、そういう考え方を私持っているんです。

けれども、その障害になるような点は私ども幸いにして聞いておらないでございます。なお、職員の人選につきまして、その点の不足等も私ども幸いにしてあまり耳にいたしておりません。ただ、全国にいろいろ青年の施設がございまして、これにつきましても私どもが指導すべき責任があるわけでございまするので、地方の青年の家の運用等について改善すべき点は、今後も十分に指導して参りたいと思つております。

○鬼木勝利君 それで、あなたは静岡の富士の国立青年の家にはときどきおいでになつて、その模様をこらんになりましたか。

○政府委員(斎藤正君) あすこを利用いたしまして私ども行事をいたしましたし、また、全国的ないろいろな行事がありますので、私は相当の回数あります。

○鬼木勝利君 案外熱心だ。それじゃ、あなた方が主体となつて青年の家であなた方が指導された回数、どういうふうな率になつていますか。一般の人が利用した——グループでも個人でもいいが、利用した率と、あなたたちが主体になつてやつた率と、そのペーセンテージ。

○政府委員(斎藤正君) 私の局の責任でやりますのは年に数回、数えるほどしかございません。全国の青年学級の研究集会を催す、あるいは青年ではございませんけれども、指導者の研修をするというくらいで、私どもが直接やるもののは数えるほどしかございません。

○鬼木勝利君 それじゃ十分その趣旨は生かされておるわけですね。地方自治団体でもって、青年の家をあちらこちら文部省のほうから国庫補助で作つておるようですが、現在全国で何ヵ所ありますようか。

○政府委員(斎藤正君) いわゆる地方青年の家と申しますのは、現在六十八館ございまして、設置の内訳は、都道府県立は四十一館、市立が十九館、市町村の組合立が八館でございます。

○鬼木勝利君 このほうに對してはやはり補助を出しておるのですが、国庫補助があるわけだが、これはあなた方はこれに對しては全然無関心ですか。

ときたま都道府県の局長あたりを通して何か関連性がありますか、指導上。

○政府委員(斎藤正君) 都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会の行なう社会教育につきましては、私ども指導助言すべき責任がございます。したがいまして、社会教育の事業の一環であります地方の青年の家の運営につきましても、当然指導助言すべき責任を持つものでござりますけれども、具体的には富士にあります中央青年の家を利用いたしまして、地方の青年の家の所長会議等を開きましていたしております。そこで、私どもも地方に参ります場合には、できるだけ地方の青年の家も見るようにいたしております。

○鬼木勝利君 その点はぜひあなたの方にも、地方においていただいた場合には見ていただきたいと思うが、これは地方市町村なんかで經營しているからとも思いますけれども、遺憾ながら十分でないですね。所長なんかも、都

しておるようですね。兼任が多いようですよ。そして、年に一回か、半年に一回くらいしか来ぬ。それで、常住の職員が一名か二名くらいしかいないといふようなふうで、ほとんど機能を十分發揮していないといふようなならぬがないでもないようですが、そういうふうな点は御存じですか。

○政府委員(斎藤正君) お説のように、青年の家の運営の適否は職員の問題が第一でございますが、遺憾ながら現在平均いたしまして三・五人くらいの専任職員の充足率でございますので、これは私ども現状が不十分であるということを承知いたしておりますので、今後は数におきましても、その資質の点におきましても、なお充足するように指導して参りたいと存じます。

○鬼木勝利君 その点を、これは、各市町村なんかにも青年の家なんか作っていたらくということは非常にありますまいと思うのです。私どももかつて県会に出ておるときに実はお願いに來たのです。そうして青年の家も作つてもらつた。どうもあとが今申し上げるような状態で、十分その機能を發揮していない。これはまことに遺憾だと思います。で、そういう点をあなたの方からひとつしつかり推進していただきて、指導、助言をしてもらいたいと思うのです。こういう各地方の青年の家は、経費なんかの点は大体指導されるのでありますか。統一してあるのですか、ばらばらですか。

○政府委員(斎藤正君) 公立の地方の青年の家の経費については、特段の基準を示す等の制度もございませんし、

○鬼木勝利君 やはりこれは地方の国
立の中央青年の家ができると同時に、
したがつてまた、下部にも地方青年の
家を私はたくさん新設していかなければ
ならぬ、増設していかなければなら
ぬという考え方を持っておるんですが、
そういう点もやはりあなた方が、十分
都道府県の社会教育家とも連絡をとつ
ていただいて、なるべくこれの振興策
をとつてもらいたいといふことを私は
重ねて要望いたしておきます。
それからその次にちょっとお聞きし
たいのですが、地方の青年の家に對し
て補助を出していただいております
が、収容の人員とか、まあ、その他の、
施設に対して大体の規格があつて、同
じようなものを作つてあるのですか。
それとも地域的には特に大きいのを作
るとかというような、そういうのはま
あまちであるか。

○政府委員(斎藤正君) 每年の予算の
措置といったしましては、十三館ずつ
やつておりますし、予算の積算の基礎
といつてしましては、七、八十名の定員
のところでござりまするが、これは地
方によりまして非常な差がございまし
て、先般当委員会でも出ました焼津の
青年の家等はかなり規模の大きなもの
でございまして、それは作ります团体
によりましていろいろござります。

○鬼木勝利君 ちよとまた戻ります
けれども、国立の職員の四十名、ま
た、六十名に増すとおっしゃつておる
が、これは私は十分だと思いますが、
こういう人々に対しても、青年の家の指
導理念というような、そういう何が講

習会、講習会といふとなかなか先生方きらいますけれども、地方の今日青年の家に対しても、先生方は何か講習会をやるとかあるいはそういうふうな青年の家の教育の行き方に対する新しい時代感覚を持つた指導方法といふよな、何か研究会とか講習会とかいうようなことをやりになつたか。また、やつておらなければ、これからおやりになる意思があるかどうか、そういう点ちょっと伺つておきたい。

○政府委員(斎藤正君) 現在の中央青年の家で、地方の青年の家の職員の研究集会を実施したことはござりますし、また、所長につきましては、先ほど申しましたように、青年の家なりあるいは本省においていろいろ協議、研究したことなどざいます。また、特に青年の家といふことではございませんけれども、社会教育主事、公民館主事その他社会教育の指導者に関する各種の講習会に、全国的にあるいはブロック別に催すものにつきましては、そういうものにまじりまして青年の家の職員も出していく機会はあるわけですが、それだけ多く作りたい、かように考えております。

○鬼木勝利君 私は、その点をさらに強調したいのですが、若い世代の青年の思想といふものを、青年の行動といふものを理解しなくて、既定の思想で指導していくから非常に大きなズレがあつて、五十年も六十年前の思想で現在の若い人たちを指導しようといふのは、それは無理だ。できるわけがない。だからどうしても言論、思想の自

由を抑圧しないで、抑制しないで、それをそのまま伸ばしてやつて、そうして師弟ともに新しい時代感覚に乗つて、私は自由潤滑な人格をいわゆる育成するのであって、これにもはつきり書いてある。若い世代を、青年を育成するんだ。私はそれが一番この青年の家に大事なことだと思う。古い型に入れてしまふといふような考え方を持つたならでは、これは大きな間違いになるんだ。ですからいわゆるお互いが時代にかなつた生活をしておると同様に、時代にかなつた時にかなつた思想、言論を私は考えるべきである。その点が地

方にに行けば行くほどずれていく、大きなズレがあると思う。私どもは各種の会合に出ます、各種の会合に出てみると、おそらく古い時代の人のほうが全部間違つておる、言い方が、やり方がある。だから何ば池田さんが人づくりが間違つておるんだから、これを人をつくり、國をつくることができるわけがない。どんなに、三才の童子が考えてわかる。自分たちのやることはばかりでなくして、そこを十分、くどいよう

に、文化財のことについて、かりに國宝として指定された方々の援助を物心両面からどういうよう形で具体的に優遇していただいておるか、その点をひとつお尋ねいたします。

○鬼木勝利君 現在文化勲章なんかいぢだいた方には年金があるように承つておきますが、五十万か四十万か知りませんが、とにかく年金を差し上げておれども、その点を十分、くどいようでしかねども、文部省局にお願いいたし

○鬼木勝利君 現在文化勲章なんかいぢだいた方には年金があるように承つておきますが、五十万か四十万か知りませんが、とにかく年金を差し上げておれども、その点を十分、くどいようでしかねども、文部省局にお願いいたし

○政府委員(宮地茂君) いわゆる人間国宝ですか、法律的には無形文化財の保持者といふことで認定をいたしておるわけございます。これにつきましては、かねがね新聞紙上等でも批判記事が出でおつたところでござりますが、

○政府委員(宮地茂君) 確固たる根拠といふものも、これは非常に理屈としてはつきり申し上げるわけに参りませんが、この人間国宝の指定の場合は、いわゆるその技術を保持しておられる

○鬼木勝利君 ただいまの答弁は私は満足します。なかなかありがたいお話を、そういうふうなお考へを持つていただき、いうことが私はほんとうに大事なことだと思っておる。なるほど、あなたのおっしゃるよろに、グループの場合と個人の場合とあると思う。個人の場合には何だけれどもグループの場合合は工合が悪いから、個人もそのまま指定してしまうということは、私は間違ひだと思う。個人には年金で差し上げる、そのままできるのだが

うなことをしたって、悪人が悪いことするなと言つたっておかしな話だ。ですから間違つた思想をもつてそらして新しりつぱな思想を作ろうなんていつたつて間違つておるところはあります。だからこの国立青年の家の四十人の職員をお集めになるのに対しては、十分私はこれは慎重に人選をしていただきたい。彼は何ができるか、かにができるから、こういう経験があるからなんて言わないで、適材を私は網羅していただきたい。そうしながら、かにができるから、こういう経験があるからなんて言わないで、適材を九州としては大いにありがとうございます。だから何ば一億円といふ大金をかけてですよ、作つていただきたいとお尋ねしたら私どもちよいちよいです。これまで果たされました文化史上における功勞に対し、その個人に差す。これらのものが指定をされました場合に、それらの人々がお作りにならぬで、それらの作品を國として買い上げておられます作品を國として買い上げる、あるいはそういう技術を後継者に伝承するために、いわゆる伝承者の養成といったような経費が、若干ではござりますが、補助金等を計上しておる次第でございます。

○鬼木勝利君 現在文化勲章なんかいぢだいた方には年金があるように承つておきますが、五十万か四十万か知りませんが、とにかく年金を差し上げておれども、その点を十分、くどいようでしかねども、文部省局にお願いいたし

者年金、芸術院会員年金といったよう

か、どういうような優遇策を講じて文化を永久に保存していくか、確保していくか、今あなたのおおつかやるようないふくに、何とかこれをひとつ検討して善処したいと考えたい。財政当局とも話し合いたい、そういうふうに言われるところ、私も何とも言わぬまことに何とあります。たまたま答弁したので終わつたといふことになると、またこの次聞きますから、どうなつたかといふ経過を。ですから、そのときだけの答弁ではなくして、ほんとうに大事な文化を保護していく。ですから、そういう方々を私は大事にしていかなければならぬ。これは文化財の保護ということは、私は大事なことだと思う。ですから、今あなたのお話し、御答弁に対しても私は大いに敬意を表します。ぜひひとつそういうふうに努力していただき、漏れなく國のお役に立つた方に對しては、漏れなく私は遇しなければいけない、片手落ちがあつてはいけない、さように考えるものであります。ぜひひとつ當局の皆さんの御努力を願いたい。私たちも事あるごとに、折に触れ、時に触れてこのことは強調いたします。時間が伸びましてまだ一、二お尋ねしたいこともありますけれども、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

さつきの地方公務員共済組合法の関連で、山本君の質問に対しても大臣が具体的に事情がわからぬから答えることができないという結果になりましたので、最終的には大臣のはつきりした方針を聞かなければならぬ質問でござりますので、細大漏らさず大臣には責任を持って連絡をしていただくことをこの際はつきりお願ひしたい。

○政府委員(田中啓一君) かしこまりました。

○千葉信君 私の質問は、昨日触れました問題のうち、国家行政組織法に違反する疑いのある問題から入ります。大別して大体三つほどでございますが、一番最初簡易なものから入っていただきたいと思います。

そこで、事実関係を明らかにするほうが今後の審議にも便利でございますので、大学管理刷新改善協議会の中に民間人が何人入っているか。これはもちろん私学等も含めて、民間人ですか、公務員でない者もおりましたらそれは民間人として。それからできればその協議会の委員の氏名、全員の氏名ですね。それからその目的をここでお答え願いたい。ただしもし煩瑣だとうことであれば、その氏名については資料でお出しいただいてもけつこうでござります。

○説明員(木田宏君) 大学管理刷新改善協議会には民間——公務員でない方が六名おります。国家公務員が七名、それから地方公務員が一人。その氏名でございますが、国家公務員では、国立東北大学の学長黒川さん、それから東京学芸大学の学長高坂氏、東大教授の田中二郎氏、山形大学長の関口氏、

大学学長松坂氏、電気通信大学の事務局長阿部氏、それから地方公務員の関係では都立大学長永井氏、それから民間の六名でございますが、国際基督教義弘氏、これは前国立大学の事務局長日新新聞の社友ということでございをすか、御関係の嘉治氏、それから鶴川青山学院の教授村上氏、そういうメンバーでございます。

○千葉信君 次に、技術教育研究協議会、それから学外実習中央連絡協議会、教育課程作成会議、次は大学病院運営協議会、学校給食研究協議会、騒音対策協議会、学校施設基準規格調査会、これはいずれも前と同様ですが、これまで人名が膨大になるという判断ならば資料でお出し願つてもこれはけつこうです。この順序ですね。

○説明員(木田宏君) 技術教育協議会でございますが、これは科学技術教育の振興に関しまして大学におきます技術教育の関係者と産業界との協力、あるいは技術教育に関する教育内容、方法の改善について意見交換をするためのものでございまして、現在お願いを申し上げておりますのは八名でございます。ちょっとこの氏名は別に出さしていただきたいと思います。今、私のメモにございませんので。

○千葉信君 民間人の数は、

○説明員(木田宏君) 関係官庁の職員と学識経験者で構成をいたしておりますが、その内訳を持っておりませんので、後ほど報告させていただきます。

の学外実習の促進及びその改善をはかりますために、学校と受け入れ事業者の関係者の意見交換の会議でございまして、教育職員と実習を受け入れる事業体の関係者、また学識経験者、関係官庁の職員およそ二十名で構成をしております。

○千葉信君 そのうち民間人は、

○説明員(木田宏君) 内訳につきまることで、はたいへん恐縮でござりますが、後ほど御報告させていただきます。

それから次に、教育課程作成会議でございますが、これは三十九年度の予算で新規にお願いを申し上げておりますのでございまして、趣旨は教員養成の大学における教育課程につきまして、各大学がそれぞれ大学としての自主的な教育態勢をとつておるわけですが、ございますが、教員としての必要な資質等につきまして、各大学相互間で、もう少し調整のとれた基準等を考えて、教育活動を行なうことが望ましいのではないか。そういう機会を考えるべきであるということからこの作成会議をもちまして、教員養成の教育課程に一定の、と申しますが、問題点の検討、改善すべき点等についての材料を収集し、意見を交換するためのものでございまして、予定いたしましては、その教員養成大学関係の教員二十四人程度ということでございますが、まだこれは三十八年度のことでございませんから、構成その他はございません。

○千葉信君 これは今度新たに作るのですか。

○説明員(木田宏君) そうでござります。

それから次に、大学病院運営協議会

方で診療もいたしておりますけれども、大学病院としての専門的な研究を行なっております。そういう関係から大學病院特有の問題がござりますので、その診療と研究と両面からする大學病院の管理運営の方について士官学校病院関係者の会合を持ちたい、ございましてから設けられておるものでございまして、構成員は二十名でござります。大学の学長が三名、教授が十名その他他の職員、事務関係と考えますと三名、学識経験者三名、関係官庁の職員が一名、こういう構成になつておるわけでございます。

それから次に、学校給食研究協議会でございますが、これは都道府県あるいは市町村の現場で学校給食を実施している者、あるいは県、市町村の段階でその指導の責にある者、こういう人たちの学校給食を改善向上いたしましてそのための研究協議会でございまして、三ヶ月に分けまして開催をしたいといふ予定で考えておるものでございます。したがいましてこの協議会には、そのつど関係者が集まつてくるわけでございまして、特定した人があるといふわけのものではございません。数年来にわたりまして開催をいたしております協議会でございます。

それから騒音対策協議会でございますが、これは基地周辺の学校で騒音防止のための特殊な建築をいたさなければなりません。その技術的な基準の立て方等がなかなか問題があるようでございまして、そういう専門的な事項につきまして関係者の意見を徴するためにお願いをいたしております会合でございます。で、その面の専門といふほ

うの関係で、国立大学の教授が五人、私立大学の教授が二人、行政関係の職員が五人、本省の関係官もこれに入つて構成をして相談をしておる、そういう性質のものでござります。

それから最後に御指摘のあつた点でございますが、昨日ちょっと私のほうで聞きとり違えたかと思ひますが、その名称が違つておりますのでこれは別途調べましてお答えを申し上げたいと思います。

○千葉信君 学校施設基準規格調査会

○説明員(木田宏君) はい。

○千葉信君 それはあとで……。

○説明員(木田宏君) 学校施設基準規格調査会でございますが、これは学校施設の基準規格等につきましての参考意見を伺わせていただくためのものでござります。約三十名の方々にお願いを申し上げております。国立大学の建築関係の教授、公立大学の教授、あるいは行政機関の職員、民間の建築家、それに本省の職員が約半数でござりますが、これに加わりまして問題点の研究をいたしております。

○千葉信君 これは民間人何名ですか。

○説明員(木田宏君) これには民間の方々は二人でございます。
○千葉信君 なお、今御答弁漏れの事項については、次回の委員会の勢頭までに資料等お出し願いたいと思ひます。たとえばその各協議会の構成メンバーの名前、それから今度新しく設置等の構成人員をどれくらいにするかと考へておられるか、それからそこに委嘱しようとしているこの教育課程作成会の構成人員をどれくらいにするかと考へておられる民間人は大体

何名くらいを考えておられるか、それも含めて次回の委員会の、できれば勢頭でもお出し願いたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

○説明員(木田宏君) 名簿につきましてはすみやかに御提出できるように取扱います。

○説明員(木田宏君) 大学だけですか。

○説明員(木田宏君) 教員養成の問題

○説明員(木田宏君) その大学というものは公立

○千葉信君 その大学といふのは公立

○説明員(木田宏君) その大学といふのは公立

○千葉信君 その大学といふのは公立

○説明員(木田宏君) その大学といふのは公立

○千葉信君 その大学といふのは公立

○説明員(木田宏君) 何つております。

○千葉信君 私は、この通牒 자체の志向している範囲についていろいろ駆け出されておりましたが、しかし、それはいずれあとで行政管理庁との間に今後の問題にしない格好で、こういう名前をつけておいたのですか、これは政務次官にお答え願いたい。

○政府委員(田中啓一君) 実は私、現在あるものの並びにすでに行政組織法に基づきまして出来ました行政管理庁の通牒、また、その扱い、閣議で承認されておるというようなことは、実はまだ正直に申しますとよく存しませんでした。はなはだおそれ入った話であります。しかし、就任まだ日浅いとは言わぬかもしませんが、勉強が足りません。そこでそういうことが明らかにならぬままです。そこでそういうことが明らかにならぬままです。

○千葉信君 おられるという昭和三十六年の四月に行政運営上の单なる会合である。「行政運営上の单なる会合」でそ

の都度参会者に參集依頼状を発して、開催するものは、大臣決裁、局長決裁等で臨時、隨時行なわれているところ

であるが、関係書類に審議会、協議会、調査会等の名称を冠すること、「設置する」というような記載をすること、参

集者に委員、参与等を委嘱すること等でござります。

○千葉信君 これが審議が進んでいくことになりますから、私はやはり何らかは疑惑を抱くおそれがあるので適当でございません。

○千葉信君 その通牒は閣議の席上に持ち出されるけれども、場合によりますと、現在では私立の大学等にお回りになつておられる方、あるいは私立の大学でそういふ専門の方もあり得ることであろうと考へております。

○千葉信君 文部省では、昭和三十六年の四月十二日に、各省府に對して行政管理庁のほうから、この各省の行政組織に関する通牒が出ていていることを御承知ですか。

○千葉信君 私は、この通牒の志向している法律によらないことこれらの協議会あるいは調査会等の場合にはこの

○千葉信君 その通牒でこういふ名前をつけてはいかぬ、そこまではつきり文書に書いてある。今いろいろ構成メンバー等あるいはその目的と関係で明らかになりました文部省の機関の中に存在する附属機関らしい機関に対してもうしてこの通牒をてんで問題にしない格好で、こういう名前をつけておいたのですか、これは政務次官にお答え願いたい。

○政府委員(田中啓一君) 実は私、現

○千葉信君 私は、この通牒の志向している法律によらないことこれらの協議会あるいは調査会等の場合はこの

○千葉信君 その通牒でこういふ名前をつけてはいかぬ、そこまではつきり文書に書いてある。今いろいろ構成メンバー等あるいはその目的と

これは今日の行政組織法、その他から考えて法律に基づかざるものにこのようないふ名前をつけて……。
○千葉信君 政務次官もう少し慎重な答弁を……。

○政府委員(田中啓一君) ということになりますから、私はやはり何らかここでひとつの善処を考えなければならぬといふにははだばく然であります。一応御答弁を申し上げる次

○千葉信君 これは審議が進んでいくこともありますが、こりうまいといふにははだばく然であります。第一御答弁を申し上げる次

○千葉信君 これは審議が進んでいくことになりますから、私はやはり何らかはおかなければならぬと思うのです。

○千葉信君 これは審議が進んでいくことになりますが、こりうまいといふにははだばく然であります。第一御答弁を申し上げる次

たがつて、それは今後当委員会としてははじめにこれを取り上げてやらなければならぬことなんですねけれども、たゞの前に根拠になつております各省

の行政機関をどうするかという基準を決定したいわば憲法に類する法律であります。「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合においては、法律の定めるところによ

り、審議会又は協議会」、その審議会または協議会に對してはカッコして「(諸間的又は調査的なもの等)第三条に規定する委員会以外のものを云う。」ということになると、私の判断では、ここでいう審議会もしくは協議会といふのは審議会そのもの、協議会そのものだけではない。「等」という表現であるから、表現については「(諸間的又は調査的なもの等)」ということですから、相当その対象とする範囲は広いと判断しなければならない。そういうと

たがつて、それは今後当委員会としてははじめにこれを取り上げてやらなければならぬことなんですねけれども、たゞの前に根拠になつております各省の行政機関の中に附属機関として公務員だけではない民間人を含んだ機関が設けられ、しかもそれが常設され、隨時結論が答申されもしくは報告されるものでなくとも、かなり広範囲にその対象になるべきものである、こう判断いたしますが、政務次官はその条文を今聞いていてどう解釈されますか。

非常に古い法律で、しかも民法、商法等の特例をなすといふような点が非常に多くございまして、問題点は非常に法制的な点が多くございますので、やはり法律専門家といふような意味で学者方といふ方を相当多数お願いしなければならないのではないかと考えております。

○山本伊三郎君 現在この鉄道関係で基本的な法律といふものはどういふもので動かされていますか。

○説明員(高林康一君) 日本国鉄道法、それからこれは非常に昔からございますが、鉄道敷設法、それから鉄道営業法、それから地方鐵道法、それから軌道法、それから地方鐵道法といふようなものもござります。

○山本伊三郎君 そうすると、今度の調査会では、これらすべての法制についていろいろ検討しよう、こういう趣旨なんですね。

○説明員(高林康一君) 調査会におきましては、主として鉄道営業法の改正と、地方鐵道法関係法令の整備について調査審議したいというふうに考えております。

○山本伊三郎君 そちらすると、鉄道営業法、地方鐵道法以外のやつはあまり問題ないのですか。

○説明員(高林康一君) そのとおりでござります。主として鉄道営業法、地方鐵道法関係を考えております。

○山本伊三郎君 都市交通の問題でおられるのですか。都市交通の問題でちょっと聞きたいのですが、近時、都市交通の行き詰まっていることは私が言ふまでもないのですが、地下鉄なん

かの起債の問題ですね。これは運輸省は何かタッチしておられるのですか。

○政府委員(岡本悟君) 主としてこれらは自治省と大蔵省でございますが、もちろん運輸省も重大な関心を持ちます。わざん運輸省も重大的な問題をいたしておられます。

○山本伊三郎君 運輸行政は単に国鉄とか地方鐵道のみではないと思うのですがね。一番の問題は、都市交通について運輸省は応援するとかなんとか言われますが、それに對する積極的に参画するという法的根拠はないですか。

○政府委員(岡本悟君) ございません。ただ地ト鐵の整備につきましては、たとえば帝都高速度交通團体といふよろなことになりますと、これは財政資金に關係ござりますので、運輸省として、正式に大蔵省とかけ合いましていろいろ要求いたしておるわけですが、これは財政資金並びに自治省の財政局で協議しているいろいろやつておりますが、積極的に応援するといふ格好になるわけでござります。

○山本伊三郎君 この路線の認可その他は運輸省でやるのじゃないですか。そり

問題が現実にあるのじゃないかと思うのですが、そういう運輸省としては感じないです。

○政府委員(岡本悟君) 現在都市交通、特に大都市における交通網の整備につきましては、運輸大臣の諮問機関であります都市交通審議会へ諮問いたしまして、國鐵、私鐵あるいは公共団体のやつております鐵道、これらを通じまして、総合的にしかも長期の見通しのもとにやつておりますので、何らそこはないと考えております。

○山本伊三郎君 この都市交通審議会といふのは、今言わたった各交通当事者がおのおのメンバーとなつてやつておられるのですね。

○政府委員(岡本悟君) 学識経験者、それから國鐵の代表者あるいは私鐵の代表者あるいは地方公共団体の代表者、その他の学識経験者、それから関係各省の次官、こういった者で構成いたしております。

○山本伊三郎君 しかし、これは審議会はどこまでも諮問機関であつて、いわゆることに一つの決定したのを実行する権限はないのですね。

○政府委員(岡本悟君) もちろん仰せのようには、諮問機関でございますので、その答申をいただきまして、運輸大臣といたしましては、これを尊重して、國鐵なり私鐵なりあるいは帝都高速度交通團体なり、そういうものを監督いたしまして、その計画に沿つて実施をさしていくわけござります。

○山本伊三郎君 そちらすると、この審議会で、都市のバスとか、まあ路面電車はもうあまり今後發展しないと思うのですが、その路線なんかを決定する場合にも一応この都市交通審議会の議

に相なつておるわけでござります。

○山本伊三郎君 このまあ若干都市交通の關係ですが、私は大阪の出身ですが、この路線の系統認可の場合に、この公營企業である現在の都電、市電、都營、市營ですか、そういうものに対しきわめて運輸省は冷淡というか、極端にいえば無視したような路線の許可、認可をするといふやうさがあるのですがね。この点は、そういうことはもちろんあるとは言われないでどうぞ

○政府委員(岡本悟君) 私のほうの所管の鐵道関係では、そういうことはないと思ひます。

○山本伊三郎君 バス。

○政府委員(岡本悟君) バスにつきましては御承知のように、国有鐵道の経営しておりますバスがござりますし、それから、今御指摘の公營企業の經營しておるバスもござりますし、それから民間のバスもござります。それから歴史的な背景を持ちまして、それぞれの分野を持っておるわけでございまして、その分野の調整には運輸省としておられるバスもござります。それぞれ非常に苦労をいたしております。それぞれやはり歴史的な使命を持つておられますので、いろいろその境界、分野の境界におきましてはトラブルが出てく

○山本伊三郎君 実は具体的に聞いておる問題は、岐阜市に都市交通があるのですね、バス路線が岐阜市ですね。目下名鉄と並行路線が多いのですが、岐阜市営のやつを申請してもなかなか運

方はただいま申したような考え方でやつておるつもりでございます。

○山本伊三郎君 嘱さん方あまりそ

うが、私は今でもバスで来るのですが、私は乗らないかもしだれぬ東京都宮のバスは朝の出勤時となるとあまり来ない。東急バスがよろしく来る。それで、あまり人の乗らないようになつたときに都営バスが来る。私は現実に毎日乗つて来るのだから。したがつて、それはやむを得ぬでしょ。

うから、バスを走らせたら会社は立

たぬですから。ところが、都営バスはそろはいかない。やはり都民といふのが重点ですかね。だからそういう

ところに経営上乗つける都市交通やら

公営企業としてのバス交通と、民営と

してのバス事業のねらいといふものが私は違うと思う。それを同じように何

でもかんでもよけいやつたらしいのだ

といふそもそもにも一緒にした考え方

で答弁されると、私は運輸省にももう少し深く掘り下げる計画といふか、考

え方がないかと思つて、一問で終わる

うと思つたのに長くやつちやつたが、

その点どうなんですかね。

○政府委員(木村睦男君) もちろんお

話のよう、公営バスにつきまして

は、その市の市民のためでござります

ので、バスの運行いたします地域的な

範囲といふものは、私営とは違いま

して一定の限界があるわけでございま

す。すでに公営バスをやつております

市におきましては、他の民営のバス会

社も入つてはおりませんが、公営が中

心になつてやつておるのが実情でござ

います。

それから市営がないところで民営だ

けが、ある市のバスを担当しておると

いづ地域に、市民のためであるといふことで、公営のバスをそこにやりたいというような問題が起きました場合に

は、やはり現在やつております民営が

市民の要望に十分こたえるだけの運行

をやつておるかどうかということによ

りまして、そこに市営、公営を認める

かどうかという判断をして、いつおる

わけあります。

なお、まことに申しわけございませ

んでしたが、私の不勉強のために

三・岐阜市は市営がござります。四十

五キロやつております。訂正さして

いただきます。

○山本伊三郎君 しかし、正直にそ

うことで訂正することはいいです

それじや、もう一問だけあるのです

けれども——あなたのほうがそういう

答弁をするから、よけいやつたくなつ

といふのです。僕は無理を言わないので

です。実情を見て、やはり正しい方向

に交通行政というものを持つていつ

もらいたいので、どこがどうだからど

こをこうしてもらいたいといつもり

は一つもないで、今の場合は、先ほど

冒頭に言つたように、起債とか建設費

とかいふものは、一般に政府から抑え

られてしまふ。私営企業はお客様にこれ

をのませる。金さえあれば——おそらく

どこつかから融資してきますから、この

路線は将来見込みがあると思えば、そ

れができる

ができない。私は率直に、公営企業

といふものは、交通からはずしてし

まつてもいいのじやないかといふ、私

はそらいう極論を言つたことがあるの

ですよ。それほどいじめられてやる必

要ないじやないかと言ふと、いや市会がやかましいからどうしてもやらなければならぬ。やかましいといふけれども、政府はそこまで考へない。それ

をはつきり市民に言つて、それは私営

をやつすことは、航空機の基地を作

るといふ問題であつたわけございま

す。航空機の勢力を増強する問題につ

きましては、海上保安庁といつしまし

ては、部内におきまして十年計画とい

うものをして、逐次整備をはかつ

て、バスだけ言いましたけれども、ほ

かにも関係があると思いますが、その

点は十分、まあ全体の交渉行政とし

て、バスだけ言いましたけれども、ほ

かにも関係があると思いますが、その

点はひとつ十分今後配慮して、大臣に

交通行政を確立していただきたい。

あと相当あります、あしたもまだ

ありますから、きょうはこの程度にし

ておきます。

○下村定君 海上保安庁に一つだけお

伺ひます。

私が、実はこの委員会から派遣されま

して、昨年名古屋と鳥羽の海上保安庁

に行つたのであります。鳥羽で強く要

望されましたのは、あの方は漁業開

発が非常に複雑であり、分量も多い。

それから近畿阪神地方から海上交通

が激増して、観光客が非常にふえてい

る。そういう点から、人員におきまし

ても装備におきましても、それからこ

とに通信の問題、そういう点で、いろ

いろたくさん要望が私どもに出されて

おります。これは、私はほかのところ

を見ておりませんから、比較すること

はできませんが、海上保安庁として、

全国を通じて、この鳥羽から出ており

ます要望の軽重緩急の程度をお伺いし

たい。それから今年度の予算、あるい

は設置法の修正案によって、その点が

御考慮になつておるか、この点をひと

つお伺いしたい。

○説明員(山崎城君) ただいまの点で

ございますが、来年度の問題といたしまして、私ども一番鳥羽につきましては、この三〇%の老朽船艇が予算化されま

すれば逐次そりつた部面におきまし

て、部内におきまして十年計画とい

うものを立てまして逐次整備をはかつ

て、いくといふ計画を立てまして、その

一環といつしまして、来年度実は鳥羽

に基地を設置するための土地の購入費

を要求いたしたわけでありますけれども、これは不幸にして成立いたさなかつたわけございます。

それからまた、巡視船艇の関係とい

たしましては、現在P.M型と申します

ものが一隻、それからARB型と申します

まして、これは戦前軍の使っておりま

した飛行機救難艇でございますが、一隻ござります。それで、また巡視船艇につきましても、現在海上保安庁の持つていてる勢力といふものは、これを

三〇%といふものが実は老朽の船艇でござります。それで、この三〇%の老朽船艇を代替建造するといふことが私どもに課せられた現在の最大の眼目になつておるわけでありまして、実はこ

れが事件があればすぐ連絡をするといふ

けれども、私鉄のほうはそういう個人

犯罪の事故の取り締まりは警察とどう

ろな事故、あれが非常にたくさんある

けれども、私鉄のほうはそういう個人

犯罪の事故の取り締まりは警察とどう

う連絡がなされているわけですか。

それをお伺いたい。

○政府委員(岡本悟君) 私鉄は当然こ

ります車内の小さな暴力、駆のいろいろな事故、あれが非常にたくさんある

けれども、私鉄のほうはそういう個人

犯罪の事故の取り締まりは警察とどう

う連絡がなされているわけですか。

それが一般警察に依存しておるわけでございまして、そのつど、当該駅長なり

が事件があればすぐ連絡をするといふ

けれども、私鉄のほうはそういう個人

犯罪の事故の取り締まりは警察とどう

う連絡がなされているわけですか。

御指摘の点は、最近一般にいよいよ

車内における暴行事件が続発してい

る。それに対して私鉄側は根本的な対

策について警察側と話をしておるのか

どうかというふうなことだろうと思いま

ますが、今後十分この面につきまして

お伺いいたします。

○下村定君 終わります。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑は

ありませんか。——他に御発言もな

れば、本案の質疑は、本日はこの程度

にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十分散会

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律 の一部を改正する法律案

律の一部を改正する法律 特別職の職員の給与に關する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) の一部を次のように改正する。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月三十日)

改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に公正取引委員会委員長に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内扱とみなす。

月二十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は月三十日)

別表第一中 會計檢查院長 人事院總裁

一九〇、〇〇〇円
を

國務大臣
会計検査院長
人事院総裁
公正取引委員会委員長

一九〇、〇〇〇円

「国家公安委員会委員
公正取引委員会委員長」を「國家公
安委員会委員」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行

昭和三十八年四月五日印刷

昭和三十八年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局